

## 那谷屋正義「大臣所信」質疑

○委員長（野上浩太郎君） 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○那谷屋正義君 おはようございます。民主党・新緑風会的那谷屋正義でございます。

二年ぶりの本委員会での質問ということで、言ってみれば二年前の政権交代以降初めてのこの委員会での質問ということで、大変期待をする部分も大きいわけがありますけれども、ある意味、与党としての責任、そして緊張を持って質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず初めに、大臣の所信的挨拶の中で、内閣の最優先課題である大震災からの復旧復興に全力で取り組む、また具体的には、チルドレンファーストの理念を踏まえ、学校の施設設備の復旧を始め、学びの場の確保に努めますというふうに述べられたわけであります。こうしたことは、被災地は特にそうでありますけれども、全国的な課題でもありまして、国として、文科省としてその解決に向けて取り組まなければならないというふうに思うわけであります。

一方、成果として、少人数学級を実現する標準定数法の改正ですとか、来年度以降の制度の在り方について必要な見直しの検討を行うとしながらも、高校の授業料無償化など、教育制度改革が行われてきているということ、あるいは教育予算がここ二年増額で来ていると、こうしたことは教育関係者から一定の評価が聞かれるわけであります。

被災地はもとより、学校が子供たちの笑顔に満ち、そして子供たちの豊かな育ちをサポートする教職員の元気を引き出すための大臣からの決意、抱負をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（中川正春君） チルドレンファーストというのは、私たちの国自体を元気にしていく牽引車として一つの政策課題として追っていききたいというふうに思っております。

災害の後、現地にも度々入ったんですが、やっぱり学校が再開をされるということが、そして、そこで元気な子供たちが本当に日常の生活に戻っていくというその姿を大人が見て、私たちもそこで元気が出てきたんだという、そんな話を聞かせていただいたり、あるいは、今復興フェーズになってはいますが、それぞれの首長さんがコミュニティーに入って、これまでのところで復興計画を作るのか、あるいは高台へ向いて新しい町をつくるのかという、そんな町のコンセンサスをつくる作業に入っておっていただきます。

そんな中でも出てくるのが、やっぱり先に学校を決めたらどうだと。私たちはここから新しい出発をするんだというときに、その学校の在り方、新しい防災拠点としての在り方、あるいはまた次の時代というのを学校から発信していくために、太陽光発電だとかあるいは省エネだとかというようなものもその中に見える化をし

て、次の段階に情報発信をしてコミュニティーの中でやっていくというような形だとか、あるいは、そこから次の防災計画を立てていくときに、学校がやっぱり中心になって一緒にコミュニティーと子供を中心にして防災計画を作っていくというふうなこと、そんな議論が今続いておまして、やっぱりそういう意味でもチルドレンファースト、地域で子供たちを中心にコミュニティーをつくるということ、そんな原点がこの災害でも確認をされたんだというふうに思っています。そういう意味で、パッケージにして、そこを政策としてしっかり組み立てて、地域でそれを支えていけるような形にしていきたいというふうに思います。

その上で、今回の原点というのは、恐らくこの被災地の地域の問題だけではなくて、我々の国が全国的にもう一回学校の在り方というのを、あるいは子供たち、まず子供たちが優先、子供たち、チルドレンファーストなんだということを、原点を確認をしていく一つのきっかけになっていったんだというふうに思います。

そういう意味で、また学校の先生方の、教員の果たす役割というのも大きなものになってきておりますし、子供たちに対してはもちろん、コミュニティーに対しても先生方が一つのリーダーとして恐らくイメージをつくっていく、そういうことにもなってくるというふうに思いますし、もっと言えば、さっきの話のように、子供たちに対して信頼感を持って接していこうと思うと、その環境づくりというのが大事になってきます。少人数学級あるいはきめの細かい子供たちに向き合うような環境づくり、あるいは質の高い教育をしていく取組、あるいはまたこれからの新しい制度設計、特に課題として、この質の保証をしていくにはどういうふうな改革をしていったらいいかというふうなこと、こんなことを具体的にしっかり組み立てて、そして皆さんと一緒に議論を重ねて次の教育の改革に結び付けていきたいというふうに思っております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

大臣のその強い決意というもの、これがまず大変重要ではないかと思っておりますし、それをお支えする意味で私たちも一生懸命これから議論をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、震災関連でありますけれども、実はようやく八月の二十六日に引っ越しができた宮古工業高校というところがあります。そこからいろいろとちょっと情報を得たんですが、学校に戻ってもまだまだ足りないものが多いと。それから、いわゆる校舎外の施設はいまだに使えない。工業高校ですから一般校とはまた違う様々な施設があるわけですが、それがいまだに使えない、そして実習も難しいという、まだまだ教育環境整備という意味ではなかなかまだこれからだというような状況のことが言われています。

さらに、生徒のトラウマ状態の手だてが必要であるとか、精神的に弱い生徒が多いので心配だという先生方の声。それから、土曜日、授業を行って授業日数の確保に努め、九月十日でようやくそれまでの時間数を終えたと。六週間の支援授業で高知からの支援者で大変助かった。スクールカウンセラーが来てくれて助かっている。こうした心のケアのための常駐者が欲しい。子供たちの中には不眠や過敏性腸症候群になっている生徒が多いというような実態があります。また、生徒は解決を求めているわけではなく、とにかく先生に話を聞いてほしいと思って来るわけでありま

すけれども、なかなかこうした状況の中で一人一人と話をする時間が持てないことに一つのまたいらいら、先生方も持っているということでもあります。

そういう意味で、この教育環境整備、いわゆるハード面、そして子供の心のケア、学習支援等の人的措置、ソフト面、この両方を長いスパンでやはり支援していく必要があるというふうに考えるところでもありますけれども、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（中川正春君） 御指摘の点、しっかり踏まえて対応していきたいというふうに思います。

特にハード面は、学校自体の再建、あるいはさっきのその備品等々の整備ということについて、これまでいろんな災害に対する手続、そういうものが煩雑にあったわけですが、これは省略できる限り省略をして、もう再建に掛かってくれと、あるいはそれぞれ備品を購入してくれというふうな形で指示を出しておまして、できるだけ早い措置ということを心掛けていきたいというふうに思っております。

それから、心のケアであります。これは中長期的に取り組むということが非常に大事だというふうに思います。これまで教職員定数の加配措置、それからスクールカウンセラー等の派遣を行っておりますが、実績として出てきていますのは、予算の状況では、一次補正で三十億、それから三次補正で四億、二十四年度の概算要求で五十五億ということで積み上げていきたいというふうに思っております。このスクールカウンセラーとしては一千八十名の加配措置を行っております。人もなかなか県内だけではということがありますので、全国的なネットワークをつくって、文科省の中でそのマッチングをやりながら、できるだけ長期に滞在していただける、そういう仕組みをつくってもらえるようにということで努力をしていきたいというふうに思っております。

○那谷屋正義君 今、加配の措置をしていただいたということで、大変それは現場にとっても有り難いということですが、ただ一つ、今言われたように、県内の中ではなかなかその人材が見付からないという、そういう問題も実はありまして、これは教員の免許の問題だとかいろいろありますけれども、それはまた後ほどお尋ねしたいというふうに思いますが、阪神・淡路のときも、この心のケアの部分において加配が長い間措置をしていただいたという経緯もございますので、是非お願いをしたいというふうに思います。

それから、学校のいわゆる防災、あるいは減災とでも言いましょうか、その働きというものについては今大臣の方からもう既にお話しいただきましたので、通告では質問をすることになっていましたけれども、もうそれはいいということにさせていただきたいと思っておりますけれども。

一方で、今回、東日本大震災のときに、岩手の海側の学校を中心に実は津波のいわゆる避難訓練も実施していたそうなんです。にもかかわらず、やはり今回こうした甚大な被害になったということでもありますけれども、その津波、例えば地震は震度幾つだったらばどういう状況になるという、言ってみれば指標みたいのがあるわけですが、なかなか津波の場合は難しいかもしれませんが、やはり文科省にそこは頼るしかないというふうに思っておりますので、そうした指標を始めとして、こうした非常時、災害時にどういうふうにするべきかという日ごろからの防災教育、減災教育というものが重要になってくるのではないかとこのように思っております。

ども、どのようにそれについて取り組まれるのか、お聞かせいただきたいと思いません。

○**国務大臣（中川正春君）** 防災教育というのを改めて重点を置いて優先的に取り組むということ、これが大切だと思っております。

これは、一つは学校の中だけということではなくて、地域防災とも連携をして、その防災教育を通じて学校が地域の中に出ていく、あるいは地域が学校に入ってきてもらうというふうなきっかけにもしていきたいというふうに思います。

具体的には、この平成二十三年七月に防災教育等を見直すための有識者会議を設置をして、この中身について議論をしているところでありまして、この中には、例の釜石の奇跡と言われました、中学校や小学校の子供たちが自ら進んでお互い助け合いながらずっと避難をして助かったという、あれを指導しておられた群馬大学の片田先生なんかもこの中には入っておっていただきまして、そのときの経験を生かしながら政策をつくっていただいています。

この中間取りまとめでは、児童生徒らが自らの命を守り抜くために主体的に行動するという態度を育成する防災教育の推進、あるいは学校において学校安全の中核となる教職員等への効果的な研修をしていくということ、それから、さっき申し上げたように、地域、家庭と連携をした実効性のある防災訓練等の実施が必要だということを進めています。

同時に、ハード的にも、地震の予知、瞬時に縦の波が来たときにそこで警報を鳴らして次に備える装置ですが、それを学校にもそれぞれ配置をして、そういうようなものを活用しながら防災教育にも結び付けていくというハード的な配慮もしていくということにしています。

こうした中間取りまとめの内容も踏まえて、今後、各地域における具体的な取組が一層進んでいくように、これからも国としてもその充実に努めてまいりたいというふうに思います。

○**那谷屋正義君** 学校の中だけでなく地域も含めてということで、言ってみれば九・一、これは関東大震災の防災の日というふうな形で地域ぐるみでやるわけでありまして、今回の東日本大震災というものを本当に一つの教訓として、日本全体でやはりそうしたことは、もう地震というのほどで起こるか分からないわけですから、そういう意味では全国でそうしたことがきちっと行われていくということ、そのことが今はある意味いい機会ではないかというふうに思いますので、是非これも推し進めていただけたらというふうに思います。

福島の第一原発の事故を受けて、事故当時十八歳以下だった子供の甲状腺検査を始めたということでもありますけれども、約三十六万人を生涯にわたって検査することになるわけでもありますけれども、これは計画でいきますと二〇一四年三月までに一巡をすると、そしてその後は二十歳までは二年ごと、二十歳を超えた後は五年ごとに実施をするというふうになっているわけでもあります。

ところが、地元福島民友という新聞、マスコミがあるんですけども、そこでは、毎年実施してほしいという保護者からの声ですとか、県外検査や精神的ケアの充実と併せて、子供本位に柔軟に対応できる対策を県とともにやはり模索していく必要があるのではないかというふうに思うわけでもあります。

そのことについてどうお考えかというのが一つお聞きしたいことと、もう一つは、放射線に対する正確な、まあ私もそうかもしれませんが、いわゆる認識、国民の認識がなかなか共通になっていないとか共通理解されていないという、このことが非常にいろんな風評被害だとかそういったものも招くわけであります。根拠のない思い込みとかそういったことの中で、福島県の子供たちが未来に暗い影を落とすようなことがあってはならないというふうに思うわけであります。文科省として、子供たちが自らの人生に自信を持って歩むことができるように、しっかりとフォローアップできる体制を整える必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣（奥村展三君） お答えをいたします。

那谷屋議員におかれましては、常に児童あるいは生徒の立場に立っていろいろ今日までも情熱を持って取り組んでこられたことに敬意を表したいと思っております。

今仰せのとおり、十月の九日より超音波による検査をいたしております。三十六万人とおっしゃいました。そのとおりでございます。

確かに、地元と保護者の皆さん方、いろいろと御心配をしておられるわけですが、今のお話のように、二年ごと、二十歳までは二年ごとということになります。その後は五年ごとになるわけですが、今、放医研やあるいはまた関係省庁とも連携を取りながら、もう少しきめ細かなことができないかどうかということに検討させていただいておりますし、できるだけ保護者の皆さん方に安心をしていただけるようにそのような体制を整えていきたいというふうに思っているところでございます。

○副大臣（森ゆうこ君） お答えいたします。

放射線被害に対する正確な認識の共有ということで、私、先週、ウクライナに行っていました。チェルノブイリ事故について政府関係者、研究者、また地元住民の皆さんなどと様々意見交換をさせていただいてきたところでございますけれども、その中で、非常事態省チェルノブイリ立入禁止区域管理庁長官コロージャさんという方から聞いたお話でございますけれども、政府の住民に対するコミュニケーションの失敗により住民は放射線恐怖症に陥った。このように、やはり経験として語られているところでございまして、私も改めて、いかに住民に対して正確そして迅速な情報提供をしていくことが重要であるかということを感じたところでございます。

このためにも、子供たちに対しましては、放射線についての正しい認識を教育することは極めて重要であると認識をいたしてございまして、新しい中学校学習指導要領の理科におきましては、放射線の性質と利用について新たに示すとともに、今年度から前倒しして指導をしております。また、今月十四日、放射線等の基礎知識や人体への放射線影響、放射線防護などについて説明をした小中高等学校用の放射線等に関する副読本をそれぞれ作成いたしまして、ホームページに掲載するとともに、十一月以降配付することとしております。

この副読本に対しましては、様々な御意見があるわけですが、現場の方からできるだけ早く配付をしてほしいという御要望に従って配付することとなったものでございますが、今後様々な御意見もちょうだいをして改訂をしていくとい

うふうになるかと思えます。

さらに、放射線等に関する指導の充実を図るために、この副読本等を利用して教育職員等を対象とするセミナーの開催や学校等を対象とする出前授業を実施しているところがございます。

今後とも、子供たちが誤った理解や根拠のない思い込みではなく、放射線に関する正しい知識を持ち、科学的に考え行動することができるよう教育の充実に努めてまいりたいと思えます。

○那谷屋正義君 私も教員時代に放射線の様々な問題について子供たちと勉強した記憶がありませんので、そういう意味では大いに反省をするところでありまして、これから学校の中で子供たちとそういったことをしっかりと共有していくということは大事なことでありますけれども、それだけに事実というのは何なのかということが非常に問われてくるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

毎日新聞の山田孝男編集委員のコラムを見たんですけれども、そこで現実には除染における大変さというものを改めて知ったわけでありまして。それによると、除染の先頭に立つ木村真三さんですね、その方の奮戦、苦闘ぶりが紹介されているわけでありまして。

木村さんによると、特別な道具を使わず、個人で家屋を丸二日間必死で除染しても放射線量は半分程度にしか下がらないとか、ホットエリアでは、一つの家を除染するのに半径百メートルを除染しなければいわゆる自然状態に近い〇・一マイクロシーベルト毎時まで下げられないと、これは現実には不可能に近いというふうなことがそこで触れられていました。

こうしたことに対して、野田総理は全力で取り組むという決意を示されておりまして、また原発事故担当大臣は、経済性は度外視してでもやるんだという決意を示されていますけれども、まさにそのことが現実として行われなければならないんだろうというふうにも触れられているわけでありまして。

これは蛇足かもしれませんが、報道に携わる方たちの中には、国民の一員であることをすっかり忘れてしまって、自らを高みに置いたまま理屈のためのへ理屈を重ねる人たちもいるわけですが、久しぶりに真つ当な意見を見たなという感想も持っていたわけですが、現実として、この日本列島、まあ幾つか各国で行われた核実験ですとか、あるいは今お話があったチェルノブイリ事故、そして今回の原発事故等で既にそうした汚染が大なり小なりされているというこの認識にまず立つということが大事なんではないかというふうに思えます。つまり、既に飛散している放射性物質と共存をするというか、その中でどう生きていくかということだというふうに思えます。

そこで、やはり文科省から国民に発していただきたいのは、正しい除染とは、あるいは正しい防御とはと、このことが、いわゆる放射線に係る最高の研究機関を所管する文科省こそが、この除染に寄せる国民の期待にこたえていく役割というふうに思うわけでありまして、積極的にこのことを担っていただきたいわけですが、御決意を聞かせていただければと思います。

○副大臣（奥村展三君） お答えをいたします。

今、木村先生のお話が出ました。三日前にも我々、木村先生お招きをして、大臣

始め各担当、お話を聞かせていただきました。確かに、今おっしゃったとおり、百メーター周辺の中にも大変な数量が出てくるというお話も聞きました。ですから、特に学校、校庭あるいは園庭におきましてもしっかりとそれに取り組んでいかなければならないと思っております。

私も郡山の薫小学校へ寄せていただいて、校長先生並びに教育委員会の皆さんの御苦勞をお聞かせをいただきました。そういう現場を見せていただいて、これはやはり国挙げて、総理もおっしゃっているとおり、しっかりと取り組んでいかなければならないというように思っているところでございます。

そのことにおきまして、やはり緊急実施の基本方針をしっかりと持っているわけがありますから、これをベースにして、今、那谷屋先生がおっしゃったように、そのような方向付けをしっかりと進めていきたいというように思っているところでございます。

特に一番線量の高いところをしっかりと把握しないとあれですので、あらゆるアドバイザーだとか、先ほどおっしゃった木村先生だとか、いろんな人のお話を聞かせていただいて、その体制をしっかりと取って、そして教育委員会あるいは福島県等々、いろんな連携を取ってしっかりと取り組んでいきたいというように思っておりますので、いろいろまた御指導いただければというように思っているところでございます。

○那谷屋正義君 福島県はもとより、昨今、東京足立区ですとか様々なところでホットスポットというふうに言われるところもございまして、そういったところの方たちも、まあ要らぬ心配と言っちゃうとあれですけども、心配なく安心してそうしたことが、生活ができるようにしていくということ、これも文科省の重要な役割ではないかというふうに思いますので、是非、そのことについて頑張っていただきたいというふうに思います。

甚大な被害を受けた地域、先ほど少しお話をしました特に宮古にちょっと話を戻したいと思っておりますけれども、その宮古の現状というのを、これもまたちょっと調べたところ、通学路、学校に通う、これ特に高校ですけども、通学路に街灯とか信号がないという、いわゆる安全な状態ではないわけでありまして。そして、唯一の公共交通機関と言ってもいい、いわゆる三陸鉄道、北リアス線、南リアス線、そして真ん中のJR、この復旧が大変遅れているということ、交通の便が非常に悪い。

その中でバス通学とかということではバスがあるわけですけども、この便数が非常に少なく、しかも少ないだけにそのバスが大変な大混雑をします。そのことによって、時間も決まっているわけですから、部活動にもやっぱり相当支障を来すようであります。最終のバスが六時半ということのようで、これからもっともっと暗くなるのが早くなるわけですけども、六時半にバスに乗るのはいいんですけども、そこから自分の近くのバス停まで行くわけですけども、そのバス停から家までが全く街灯がなくて真っ暗やみで、星の明かりで帰れるかどうか分かりませんが、そういうような状況に今なっていて、非常に子供たちの安全という意味では問題がある状況になっているようであります。

また、いわゆる子供たちの学びを支える最後のとりでとして機能しています通信制の学校、この通信制の学校であってもやはり登校する場合がありますけれども、

その場合の、まず学区が広いということ、そしてその足が十分な確保されていないという、そういうような状況があるわけであります。

こうした状況の中で、子供たち、保護者の側に立った施策、事業を迅速に完了できるように、文科省として復興対策本部等に積極的に働きかけていただきたいというふうに思うわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣（奥村展三君） 仰せのとおり、確かに信号機あるいは街路灯も本当に損傷して、再起できていないというのは事実だと思います。

文科省といたしましては、四月五日に通達をいたしまして、安全確保をするようにということで各関係の自治体に連絡をしたところでございます。

特に今御指摘をいただきましたように、県警、あるいはこれはもう公安委員会の所管になるわけでありますが、そこと、あるいはまた市との連携を取りながら、街路灯あるいはまた信号機等の設置をしっかりとやっていただけるように、我々も復興本部を通じてこれからも頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、いろいろと、通学のスクールバス、あるいはまたそういう通学に対しましても、いろいろ今おっしゃったとおり、なかなかうまくいっていないということも聞いているわけでございますが、その点につきましても、連携を取りながら、そして、特に部活なんかで遅くなることが多いものですから、やはり安全というものをベースに置きまして、そのところをしっかりとやっていただけるようにあらゆる措置を講じていきたいというふうに思っているところでございます。

○那谷屋正義君 行政として新しい都市づくりというふうなものを考えたときに、どれだけそれが有効でというふうな、言ってみれば費用対効果みたいなものもどうしても考えるんだろうと思うんですけれども、しかし、今現在安全になっていないということを見ると、これは早急にやはり手だてを講じていただかなければならないのではないかと。何かが起こったということになると、また新たな災害として起こるわけですから、是非お願いをしたいと思います。

大臣所信の挨拶の中で、質の高い初等中等教育の実現ということで、先ほど教育予算が二年連続増額してきたというお話を指摘をさせていただきましたけれども、来年度の概算要求というのがもう既に公になっておりますが、この中で、全国学力テストの実施ということの中で、きめ細かなという、そういう文言がございます。この間、全国学力テストは二〇一〇年度から抽出になったわけであります。今年度は震災の影響から取りやめ、来年度、二〇一二年度は国語、算数・数学に理科を加えると、そして二〇一三年度はきめ細かな調査というふうに、そのための概算要求をしているわけでありますけれども、このきめ細かな調査というその意味、一般的にマスコミなんかは、マスコミの理解の中でまた悉皆だとかあるいは全数だとかと、これは同じような意味だと思いますけれども、そういうふうな話が出てきています。きめ細かな調査というものは、何をどういうふうにしてやろうとするのか。もちろん今文科省としてお考えがあるとは思いますが、今後やはりそのことについてしっかりと議論をしていっていただきたいということをこの場でお約束いただきたいというふうに思うんですが。

といいますのは、この全国学力テストというのは、民主党の事業仕分の中でも、

悉皆調査で行われているが抽出調査で十分であり、毎年実施する必要があるかも検討するというふうに指摘を受けている。さらに、既にこれまで行われてきたことの、何というんですかね、答え、答えがなかなか見えていない、結果が見えていない。その結果から、本来は教育施策にいいものを持ってこようということになっているわけですけども、その道筋が十分に見えていないと。

教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、教育施策の改善や学校における指導の充実を図るというふうに所信的挨拶の中で述べられていますけれども、そのことを本当のものにする意味でしっかりとこれから議論をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（中川正春君） 少しその質問に答えさせていただく前に、さっきの除染のことなんですが、実は私も同じ問題意識持っていて、具体的には、文科省としても三十チーム、JAEAという専門家の方からチームを三十チーム編成しまして、特にモデル的にはもう学校を中心に除染をやっていこうと。それで、技術をそこで地域に伝えて、どういう除染が一番効果的かというふうなことも併せて効果が出るようにやっていこうということの一つはやっています。

ちょっと相談しているんですが、このままでいくと、地域の皆さんからもう一度自衛隊を導入をして、具体的に難しいところについてはそこで厄介になるということが有り難いと、何とかならないかというような話も来ていますので、細野大臣と相談しながら、そういう対応も含めて考えていきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、ガイドラインで、ホットスポットが出てきたときには相談窓口、文科省の中にしっかりつくって、そこから全て段取りができるようにというふうなこともやってきました。更に様々な状況が起きてくると思うんですが、柔軟に、弾力的に対応していきたいというふうに思っています。

さっきの学力の調査であります、これは全国的な児童生徒の学力や学習の状況を把握、分析して教育施策の成果と課題を検証していく、さっきの検証、それから改善を図っていくことが大事だということだと思えますし、教育に関する継続的な検証改善サイクルをいかに確立していくかと、ここについても更に議論を進めなきゃいけない。あるいはまた、学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てていくことということで、抽出でやった学校以外にもこれを採用していきたいんだということもかなりありまして、そういうところも含めた効果というのを、専門家会議を設けて、この全国的な調査のやり方については更に検討をしていきたいというふうに思っております。

実は、本年の三月にこの専門家会議の検討のまとめが中間的に出ておりまして、それによると、このような目的というのは今後も極めて重要であり、当面は平成二十二年度調査と同様の抽出調査及び希望利用方式を実施することとしていく、二番目に、数年に一度は最新のデータを得たり、国として教育格差など様々な状況等を把握、分析をして、関連施策の検証を行うために、市町村、学校等の状況も把握することが可能なきめの細かい調査を実施をしていくということが必要であろうと提言されたことなどを踏まえて、来年度の概算要求においては、平成二十五年度にきめ細かい調査を行うための経費を盛り込んでおります。この基本的な枠組みについては、このきめの細かい調査の基本的な枠組みについては、専門家やそして教育

関係者の意見、あるいはまた現場の意見を伺いながら検討をしているところでありますが、政府予算案がまとまる年末までに決めていきたいというふうに思っております。

今後とも、より良い学力調査となるように努めるとともに、教育施設の改善や教育指導の充実、これを図っていききたい、そのためにこの調査というのを有効に活用していききたいというふうに思っております。

○那谷屋正義君 時間が残り少なくなってきたのであれなんです、目的は私も理解をするところでありますし、おっしゃるとおりだろうと。ただ、そのやり方、そして何よりもそのことをしっかりと検証して、そして教育のいわゆる施策に生かしていくという、そこの部分がなかなか見えてこない、ここのところをやはりしっかりとやらないと、きめ細かな調査というのは、今までの例えば抽出ではこういうところが分からないという、そういうふうなことというのが多分出てくるんだろうと思うんです。そういうふうなことを今後是非、検討、議論をさせていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと幾つか質問を飛ばさなければならぬ状況になってまいりましたけれども、この七月に改正障害者基本法というのが全会一致で成立をいたしました。「障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ということが明記されたわけであります。中教審でこのことについて教育の現場でどうするかということについていろいろ議論がされているというふうに伺っておりますが、なかなか具体的なものになってきていないというのが現状であります。

学校現場においては言うまでもなく、インクルーシブ教育というものを推進していくことが重要でありまして、豊かな学びを保障するための支援員等の人的配置、個に応じた学習内容等に関する合理的配慮を行う必要があるというふうに考えるわけであります。そのための予算付けということで、いろいろと来年度も予算、概算要求されているわけであります。

この改正障害者基本法の第十六条に教育に関する規定がございます。それに基づいて来年度概算要求に特別支援教育就学奨励費として七十八億九千八百万円が計上をされているわけであります。この根拠となっている法律、特別支援学校への就学奨励に関する法律というのがございますけれども、これがこの障害者基本法となかなか整合性が取れないというふうに言われている部分がございますので、この部分について、例えば特に小中学校の普通学級で学ぼうとする障害児についても就学奨励費を積極的に活用できるようにするだとか、あるいは普通学級で学ぶ子供については親が付添いを強要されるというようなことがこの間国会の中でも問題として指摘されているわけでありましてけれども、そのための学校内での介助だとか、あるいは通学での移動介助等でも就学奨励費が活用できるようにするというような法的な処理が必要ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○副大臣（森ゆうこ君） お答えいたします。

本年八月に公布されました改正障害者基本法を踏まえまして、今先生がお話しになられましたように、現在、中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委

員会において教育分野における合理的配慮も含めた環境整備についての審議をいただいているところでございまして、このワーキンググループ、五回やっております、六回目は十一月、まさに先生のおっしゃいました合理的配慮について今検討させていただいているところでございます。

そして、今御指摘の、来年度概算要求、特別支援教育就学奨励金として七十六億六千万なんですけれども、今の先生の御指摘の御趣旨というのはよくよく私どもも承知をいたしておりますけれども、まず、現在のように法律に基づく支援と予算ということで措置が行われておまして、特別支援学校のみならず、特別支援学級や通級による指導に在籍している障害のある児童生徒に対する支援が行われております。まずは一人一人の教育ニーズにこたえる形で一層整備をしていくことが必要と考えておりますが、その上で、必要に応じて、将来的には通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒への支援についての検討も行ってまいりたいと思います。

そして、今御指摘のありました介助や学習活動上のサポートなどを行う特別支援教育支援員は、今約四百八億円相当の地方財政措置がなされております。また、他校で通級による指導を受ける場合の交通費につきまして、就学奨励費の対象としております。

先生の御指摘は今後検討ということになりますけれども、実態に合った就学奨励費の充実の在り方について今後検討してまいりたいというふうに思いますので、今後とも御指導よろしくお願ひいたします。

○那谷屋正義君 実態に合ったということで検討されるということで、是非お願いしたいというふうに思いますし、このインクルーシブ教育、そしてひいてはインクルーシブな社会というものについて、やはり文科省が積極的な意思を示すということ、このことが今問われているのではないかとこのように思いますので、是非強力に推し進めていただきたいというふうに思います。

もう残り一問ぐらいしかなくなりましたが、スポーツに関しても大臣が所信的挨拶の中で触れられましたけれども、スポーツ基本法の成立後、最大の課題の一つになっているのは、まさにその名にふさわしい国立競技場に生まれ変わるための建て替え問題だというふうに思うわけであります。

このスポーツ基本法の成立に向けては、奥村副大臣が、そして谷亮子委員が本当に、党内そしてほかの野党の皆さんとも本当に御苦労されて成立したものだということで敬意を表したいところでありますけれども、これが五十年、五十年ぶりですよ、これを改定されたということで、本当に画期的であるわけであります。

今後は、このスポーツ基本法に魂をやっぱり入れていかなきゃいけない。そして、文科省としては、スポーツ基本計画を策定して今後のスポーツ政策の青写真を作っていくということでもありますけれども、その際、いつでもどこでも誰でもがスポーツに親しむ、スポーツに親しむというのはいろいろなのがあると思いますけれども、スポーツに親しむことができるための環境整備、そして、支援すべきはきちんと支援するというを明確にした具体的な計画が欲しいところでありますけれども、そのことについては是非お願いをしておきたいというふうに思います。

お尋ねしたいのは、老朽化が進んでいる先ほど申し上げた国立競技場、この部分

について、今二〇二〇年のオリンピックの招致が大分持ち上がってきているところでもありますけれども、東京都あるいは二十三区と密接に連携する必要があるというふうに思うわけでありまして。そして、その中で、このスポーツ基本法に触れられている、国が国際競技大会の開催のために必要な特別措置を講ずるということが規定されているわけでもありますから、東京都と一緒に主体的に国立競技場の改築に向けて取り組んでいく必要があるというふうに思うわけでありましてけれども、今後の方向性、スケジュールについて、済みません、時間がなくなってまいりました、簡単をお願いします。

○副大臣（奥村展三君） お答えをいたします。

那谷屋委員を始め今日御出席の各先生方の御支援をいただいて、スポーツ基本法が五十年ぶりに施行されることになりました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

今お話しのように、国立競技場、昭和三十三年のアジア大会を皮切りに、オリンピック等いろんな国際大会も開催をしてきてもらいました。しかしながら、耐震あるいはまた老朽化ということを見ますと、現況のままでは国際的な大会を招致するわけにはまいりません。

特に、二〇一九年にはワールドラグビーの大会もございます。そして、今、那谷屋委員からお話しのとおり、二〇二〇年、東京オリンピックをとということで、特に各先生方の本当に御理解の下に今その展開をしていただいているわけですが、都市計画だとかいろんなことで現在の国立競技場をどのようにするかということで、まさしく東京都と一体となって推し進めていかなければならないということで、来年度の概算要求に調査費を要求をさせていただきたいというように思っているところでございます。

そして、やはり国民の皆さんがもう一度東京オリンピックと同じように、昭和三十九年のあの盛り上がりをしっかり国民の皆さん、そして、東日本の今回の大震災で百六十か国以上の国から御支援をいただいた、頑張れ日本と応援をいただいたその結果、こうして世界大会が開催できるんだということをしっかりメッセージを発信をしていくという意味でも、私は二〇二〇年のオリンピックは意義があるというように思っておりますので、JOC、そして東京都、そして国と、三位一体となって取り組ませていただきたいというように思っておりますので、那谷屋先生始め各先生方の温かい御協力、御支援を心からお願いし、答弁とさせていただきます。